

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第4回豊島区保健福祉審議会
事務局（担当課）		福祉部 福祉総務課
開 催 日 時		令和8年1月27日（火）18時30分～20時30分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎 1階 としまセンタースクエア
議 題		1. 開会 2. 地域保健福祉計画の進捗管理について （1） 成年後見制度の見直しに向けた検討および総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討 （2） 地域保健福祉計画全体の進捗管理
公開の 可否	会 議	公 開
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	活田啓文、猪飼敏夫、市原寛一、大塚淳子、小川治郎、神山裕美、木山弓子、小林ひろみ、小林裕太郎、副島由理、高田靖、高橋佳代子、田中治、田中悠美子、塚田義信、外山克己、中澤まさゆき、中島修、西裕子（オンライン）、松下創一郎、水島正彦、宮崎牧子、村崎佳代子、山縣然太朗、祐東孝好（敬称略）
	幹 事	福祉総務課長、自立支援担当課長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、介護保険課長、池袋保健所長、保健予防課長、健康推進課長、長崎健康相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談所長、児童相談課長、子ども家庭支援センター所長、住宅・マンション課長、企画課長
	事務局	福祉総務課計画・施策推進担当係長、福祉総務課主査1名、主事2名

審 議 経 過

<開会>

会 長：ただいまから第4回豊島区保健福祉審議会を開催します。

事務局より本日の配付資料について説明をお願いします。

事務局：(配付資料の確認)

会 長：ありがとうございました。

次に、本日の出欠者について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(出欠者、説明)

会 長：次に本日の傍聴者について、報告をお願いします。

事務局：(傍聴者なし、説明)

<議事>

(1) 成年後見制度の見直しに向けた検討および総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討

会 長：それでは議事に入ります。成年後見制度の見直しに向けた検討および総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料2、参考資料1 説明)

会 長：説明ありがとうございました。資料2の13ページをご覧いただきたいのですが、本日議論いただきたい事項のところですよ。区民後見人というのは、全国的には市民後見人と呼ばれているものです。その区民後見人を優先的に選ぶ方法をやってみようということです。それから、身寄りのない高齢者への対応というのは、もう社会福祉審議会の1丁目1番地になっているのではという規模で、特に東京都、特に豊島区では単身高齢者が多いという中で非常に重要な課題となっていると思います。そんな中、成年後見制度では対応できない状況になってきているということで、ぜひご議論いただければと思います。また、成年後見制度が変わると地域福祉権利擁護事業との関係がさらに高まる、例えば一時的な後見人というものが導入されますと、成年後見人がいなくなって、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業に引継ぐというようなことも出てくるかと思います。何かご意見ををお願いします。

委 員：区民後見人の活躍支援についてですが、権利擁護支援方針検討会議でまずは区民後見人に選任できないか検討したいという話がありましたが、そもそもこの会議にはこういった事例があがってくるのですか。以前品川区の事例を拝見しましたが、施設入所をされている方のサポートをされていて、そういった安定した事例でないといふ区民後見人は難しいかと思いました。

事務局：権利擁護支援方針検討会議に挙がる事例についてですが、比較的難しい法律問題を抱える方であって一人暮らし高齢者で財産管理を行ってくれる方がいない場合、区長申立をして成年後見人を選任することになるのですが、そういった専門的な支援が必要な事例が比較的多いです。そういった中で、区民後見人にいかに活躍し

ていただくかという、事務局からも説明があった通り、専門職からのリレー方式で、法律的問題が解決した後にスムーズに引継ぎを行えるような仕組み作りが必要ではないかと考えています。

委 員：社会福祉協議会でやっている地域福祉権利擁護事業で関わっているような方が、認知症などが進んで後見人が必要となったときにその方の生活支援員が区民後見人をやる、というのが一番すっきりする形だと思います。3 ページの成年後見の最後のところに、未受任期間は生活支援員などで活動、とありますが、これはそういう連携を考えてのことなのでしょう。

事務局：おっしゃる通り、区民後見人として養成された方が、実際に活動をする前に、生活支援員として金銭管理等の業務を担っていただき経験を積むことでその後の活動につながるよう、連携を考えた体制となっております。

委 員：私の身の回りでも、成年後見人をつけられた方がいらっしゃると思いますが、施設入所となればもう専門職でなくてもという感じですが、やはり在宅希望だと、知らない方が突然やってきて連携するというのは難しいと思います。私の知り合いも、この方が後見人で色々やってくれているのよ、と説明しても、長年おつきあいのある私がやってくれていると勘違いをされていたりします。そういう意味で言うと、成年後見制度自体は利用促進していくべきですが、区民後見人については色々と繋がりを作りながらでないといけないのではないかと思います。

委 員：豊島区は、成年後見制度の利用者数をどのくらいの人数で想定しているのでしょうか。

事務局：現在、すでに成年後見制度を利用されている方の人数はおおよそ 580 件になります。その中で、区民後見人が選任されているのはほとんどありませんので、弁護士や司法書士の方が後見人をされているというのが現状です。その分母の中でどれだけ区民後見人ができるのか、というのは今後考えていかなければなりません、令和 5 年度の受任件数としては 4 件となっておりますので、今後目標として年間 4 件ずつ受任件数を増やしていければと考えておりますが、今後仕組み作りができていけば件数も伸ばしていきたいと思います。

委 員：2 つ質問があります。1 つは、誰が、いつどういうタイミングでこの人は成年後見人が必要だと判断するのでしょうか。普段の生活で、ちょっと様子がおかしいな、と気づくのは周りにいる人たちであって、行政の方が見つけるわけではないと思いますので、その最初のきっかけはどのような形なのかが知りたいです。もう 1 つは、後見を依頼する立場としては、信頼がおけないといけないわけですが、その信頼関係をどうやって築くのでしょうか。弁護士など専門職の方はそういった資格をお持ちの方と契約する、という形で信頼を得られると思いますが、区民後見人は言ってみれば赤の他人ですので、そういう方をどういうタイミングで信頼したらよいのか、そのあたりを教えてくださいたいです。最後に、この選任手続きの流れ

というかフロー図のようなものはお示いただけますか。

事務局：まず対象となる方がどのように繋がっていくかですが、高齢者総合相談センターなどに相談が入った際に、認知機能が落ちて日常生活に支障が出てきている、例えば介護保険サービスを使うときに契約行為ができない、家賃の支払いが滞っている、など具体的な課題が上がってきたときに、では成年後見制度を利用するか、ということを考えていくことになります。また、依頼する場合どのように信頼関係を作っていくかということですが、まず親族申立ての場合は、ご親族が後見人を選んでいくことになると思います。区長申立ての場合は、支援方針検討会議でこういった職種の方が相応しいのか検討して、その中で専門職団体の方に推薦をお願いしています。その際に、ご本人のこれまでの支援の経過から、男性がいい、女性がいいですとか、こういうタイプの方がいいなどという要望をさせていただいています。そして、実際に申立てをする前にご本人と会っていただき、了解を得た上で裁判所に申立てをするという手続きを踏んでいます。またこういった流れにつきましては、サポートとしまの方に資料もありますし、分かりやすくご提示できるよう検討していきたいと思っています。

委 員：もうひとつあります。依頼者と後見人の間にトラブルが発生した場合、区は何らかの補償をするのでしょうか。区長の申立てによる後見人ということで、損害賠償というか、何か補償をするのでしょうか。例えば、財産を流用されるとか、財産を失うようなことになった場合の補償はないのでしょうか。

事務局：家庭裁判所が後見人を選任しますので、指導やそういった権限は家庭裁判所にあります。区長が申立てをしたとしても、審判を下すのは家庭裁判所ですので、もし何かあった場合指導する権限は家庭裁判所にあるということになります。またそういった関係性などがうまくいかないといった問題は生じますので、それぞれの専門職団体などが相談窓口を設けている場合もありまして、そういったところから改善を申し入れたということもありました。

委 員：いくつか質問があるのですが、まずは、この区民後見人の年齢はどの程度を考えているのでしょうか。それから、私はかつての養護学校、現在の特別支援学校に勤めていたのですが、そこの親御さんたちは親亡き後の後見人について非常に切実に考えておられました。既に信頼を得られている特別支援学校の教師に後見人をやってもらおうという方法もあると思います。また、終活サポート事業、これは私も入りたいと思います。

委 員：先ほど他の委員さんから、信頼関係ですとかトラブルといったお話がありましたが、実際問題として後見人が一方的に力を持ってしまって、認知機能が低下した方の意思決定支援が全くされず、かなり乱暴な形で、在宅を希望していたのに入院させられてしまうなどという案件が散見されるのが現実です。紹介して終わりではなく、その後どのように後見活動をしているのか監視サポートをしていく必要があ

と思います。成年後見制度に繋がたい方はたくさんいますが、後見人の数の問題といったところもありますし、サポートとしまの事業や終活サポート事業だったり、はれやかだったり、いろんな事業がありすぎて何を紹介していいかわからない、何を選んでいいかわからないという地域の方の声もあると思いますので、もう少し整理をして使いやすくなるといいと思います。

会 長：成年後見制度の一つの課題を挙げていただきました。利用促進を考える今こそ、意思決定支援を大事にしようということが議論されています。また、今回支援方針検討会議で区民後見人の選任の可否を考えるということですが、東京都は専門職の人数が多いので、専門職後見人でかなり対応ができているかもしれません。けれども、区民後見人のいいところは、ご本人と一緒にいる時間を多く作れる可能性がある、というところですね。こういった点を大事にするという考えもあると思います。

委 員：区民後見人の方から、これまで色々とお話を伺ってきましたが、何より件数が少ないので経験を積むことができないというのが一番の課題です。せっかく志を持って講習などを受けてこられて、現実には受任できないというジレンマの中で皆さん取り組んでこられています。その中で、支援方針検討会議でまず区民後見人に選任できるか検討するということは、区民の力を活かしていくということで方向性としては非常によいと思います。あと質問ですが、終活サポート事業の死後事務委任の件で、はれやかについて、令和6年度は契約件数1件ということですが、7年度についてはどのような状況か教えてください。

委 員：はれやかについてですが、令和6年度は1件でしたが、令和7年度については既に1件ありまして、今後年度末までにもう1件契約が発生する見込みです。1件の申し込みに約半年は必要であることと、ご本人が非常に体力を持って、気力を持って進めなくてはならない手続きがありますので、やはり件数としてはこのくらいの数字になるかと思います。

委 員：はれやかができたときに説明をいただいて、今後の課題にもあるところですが、どうしてもお金がかかってくるということで、区民の方からもご相談を受けております。現実的にはなかなかそこまで費用負担できないという方が多いのが現状です。このあたりをどうしていくのか、豊島区だけでなく全国的な課題だと思いますが、今後検討していくべきだと思います。

委 員：成年後見制度というのは、ほぼ法定後見ということでよろしいですね。法律手続きを行う後見で、どちらかというと弁護士、司法書士、社会福祉士などの方がされています。その中でも、程度によって後見、補助などがあります。そこで区民後見人の方が担われているのは、補助人レベルの方なのかなと思いました。財産管理や身上保護をしてみると言っても、後見人レベルというよりは補助人レベルなのかなという感じがします。先ほど豊島区の成年後見制度利用者数が580人位だと説明していましたが、その層別がどうなっているのかというところを考えると、区民後見人

が担うには少しハードルが高いのかなという気がしました。それから、法定後見の前に地域福祉権利擁護事業がありますので、区民後見人の方が経験を積めない現状であれば、そちらの事業と連携して少しでも近い経験を積んでステップアップしていただくことを考えるとよいかと思います。というのは、そこで問題を抱えている多くの方と出会う機会があると思うからです。先ほどお話のあった関係性の話で言うと、制度を作ればうまくいく、ということではなくて支援ではなく支縁、人との繋がりを作ってそれを支えていく、ということが非常に大事になってくると思います。どんな制度があっても、繋がりサポートがないと困ることがたくさん出てくると感じました。それから、終活サポート事業ですが、こういう制度を区民の方が知るのはどういう時なのか、と考えると、例えば75歳になると皆さん後期高齢者医療保険に加入されます。そういったときは全員と繋がるチャンスです。パンフレットと一緒に配布して、相談から始まり、登録をして繋がりを作っていくとサポート体制の土台が作れるのではないかなと思います。

委員：2点情報提供と1点意見があります。今日、議論されていますように成年後見制度の見直しが諮られています。そのたたき台を作るために昨年度よりその検討会議があり、そしておそらく2026年にその体制が公開されることが予想されていますが、その中で特に成年後見等関係部会において、成年後見制度について以前から課題となっていることの一つに、成年後見人に医療同意の委託契約ができるかどうかという問題があります。これまで基本的には意思決定は本人の一身専属の権利であって、第三者、家族であっても本人が自分で決めるということがベースに、ましてや本人のことをよく知らない第三者には権利がないということでしたが、議論の中で任意後見であれば本人が元気な時に委託できるのではという意見がありました。今回は見送ることとなりました。本人の一身専属の権利であるものを、家族以外の誰が代行することができるのかという議論が十分でないということです。それから成年後見に頼むことでむしろ柔軟性をなくしてしまう、本人の意思というのはどんどん変わるのでそれに対応できないのではないかなというところ。これが情報提供の1点目です。2点目については、身寄りのない人について、令和6年度より内閣府を中心に関係省庁が、高齢者等終身サポート事業者に対するガイドラインを出しました。この高齢者等終身サポート事業というのは、いわゆる身元保証人のことを指します。その身元保証人の事業について、何の法律の基礎もなく、全国に1000ほどの事業者があると言われていますが、そういう事業者に対して、まずはガイドラインを出して、こういう中で様々な事業をやるべきだというのが出たわけです。これは非常に重要なもので、これを基にして昨年末に一部の事業者が協会を立ち上げて、このガイドラインなどをもとにしっかりサポートをしていくという業界が立ち上がり、今年、認定制度のようなものを設けて、信頼を受ける事業者を自分たちの中で認定していこうという動きがあります。ですから、どん

審 議 経 過

な人に身元保証をしてもらったらいいかという問題に対しては、国の法律はまだなのですが、業界の中でそういった動きがあり、そこに期待したいというところ です。これが二つ目の情報提供です。そして三つ目は、今日の議論で非常に重要なことは、自分で自分の人生を決めるということで、この終活というのは非常に大事なことで、本来は年を取ってから考えるのではなく、若い時から自分の人生設計の中 のその時その時に常に考えていかなければならないものです。例えば、医療のことでも、こういう風に生きたい、こういう人に頼りたいということを常に何かに残すなり、周りの人に話しておくことが、結局は自分の生きたいように生きられるということになります。それなので、社会はそれをサポートできるようにするとともに、区民自身がそういったものに関するリテラシーをしっかりとってそういうことを常に周りの人と相談したり、家族と相談したりするという環境作りというのが本当に重要になってきています。例えば、在宅医療を始めてまもなく急変したとき、ACP (Advanced Care Planning) というあらかじめ本人の意思表示が分かるものあれば、最適な医療と共にご本人の意思を尊重することができるわけです。そういったことを皆さんが広く理解をしないと、せっかく制度が作られても実行されないので、広めていくことが大切です。あともう一つ、せっかく意思表示をしても、いざという時にそれが使われないとだめなので、例えば街で倒れてしまって、その人が誰だか分からないとせっかく ACP を残しても意味がなくなってしまうので、そういう社会の仕組み作りが大きな課題となっています。マイナンバーなどが利用できるのではないかと、などという議論がされているところです。

会 長：今大事なご提案をいただいたと思います。今の区民後見人の養成というと、後見業務を行うための養成という面が強いですが、もっと国全体がこのようなテーマに関心を持つ、そのための学びでもある、ということも考えてみるべきではないかということですね。

委 員：実は今から5～6年前、近くに住んで親しくしていた高齢女性が倒れて入院となり、身寄りがいなかったため後見人制度を利用することになり、妻がそれを引き受けたことがありました。何の講習を受けることもなく始めてしまったので、色々なところに行かなければならなかったり、税理士や会計士に払わなければならない費用があったり、女性の口座からお金を引き出すのに後ろめたい思いをしたり、とても大変な思いをしました。そんな体験をした中でお聞きしたいのは、ご本人がその色々な費用を支払えるほどの財産がなかった場合、どのようにされるのでしょうか。3年前にその方はお亡くなりになりましたが、その後の整理に半年ほどかかりました。その時のことを思い出しながら今日皆さんのお話を聞いていましたが、この成年後見制度はとても重要であるけれど、直してほしいところもあり、また相談できるところも一本化できると非常にありがたいという思いもあり質問させていただきました。

会 長：ありがとうございます。親族後見人ではなく、区民後見人をされたというお話でよろしかったでしょうか。それから、窓口の一本化というお話がありました。中核機関の存在が大きいということもありますが、地域連携ネットワークということも含めて、ご説明お願いします。また、ご本人が経済的に困窮している場合の制度についてもお願いします。

事務局：後見人の報酬というのは、基本的にはご本人の財産から支払うということになりますが、それが難しい方については、区の方で一定の助成制度を設けています。家庭裁判所の方で報酬の審判を受けられた後に申請していただくという形で対応しています。

委 員：あと、区民後見人をするにあたって、いろいろなところに行って手続きしたり質問したりしなければならなかったのも、区として 1 か所で済むような対応をしていただければありがたいです。

会 長：窓口としては中核機関である社会福祉協議会ということですね。他に説明があればお願いします。

事務局：区民後見人の対応については、豊島区民社会福祉協議会で行っています。それから、後見活動については、昨年度社会福祉協議会の方でマニュアルを作成しておりますし、初めての方でも皆さん一定程度同じ知識を持って対応できるようにしておりますし、活動のサポートも行っております。引き続き、区民後見人の活躍や支援については検討してまいります。

委 員：後見される方が生活保護を受けているような場合は、最初から費用の助成をしてもらえるのでしょうか。

事務局：生活保護を受けている方で後見人がついている方もいらっしゃいますが、そういった場合も報酬助成を行っています。

委 員：それは後払いなのですね。一時的な資金がないと対処できないということになったらぜひお願いしたいです。

事務局：生活保護を受けている方には、ご本人の生活にかかる費用というのは生活保護の制度の方で支払われていまして、後見人の経費の報酬というのはその 1 年間の活動に対して裁判所がいくらですと決める制度になっています。その審判が下りると申請をしていただき、一定の基準の中で助成をさせていただいている状況です。

委 員：私どもでは特別養護老人ホームの事業などを行っていますが、入所の要件が様々ある中で、身元引受人がいること、という条件があります。それは、利用料が取れなくなったら困るというわけではなく、亡くなられた時のためなのです。あるいは、亡くなられる前に病院から医療同意を求められることがあるからです。その判断をすることができる人がいなくて、施設の職員に判断を求められると困ってしまうわけです。医師によっては先生のご判断で、ということもありますが、この先どうしますか、と問われると、お金の問題でなく命の問題であるので、それに答えら

れる人としての身元引受人をつけてください、ということになっています。そしてその方が亡くなされると、遺骨を引き取っていただく方が必要で、そうした意味でも重要になります。一つ伺いたいのは、生活保護受給者で特別養護老人ホームに入所されている方もいらっしゃると思います。そういう方に、私どもが身元引受人になることはできません。そういった場合はどうしていらっしゃるのでしょうか。

事務局：そういった方の状況を今把握しておりませんので、また確認して報告いたします。

委 員：これはケースとしては結構あると思います。自治体により違いがあるかもしれませんが、豊島区ではどうなのか知りたいと思いました。

会 長：生活保護の場合だと、葬儀も葬祭扶助で行ってしまいますよね。

委 員：費用の部分では問題はないと思います。ただ医療同意など深刻な問題に直面したときどうするのでしょうか。

委 員：医療に関してのみのお話になります。2019 年に厚生労働省の医政局から、身寄りのない人の医療に関するガイドラインが出ています。その中で最終的には医療チームがそこで決定するということになっています。ご本人の意思表示が困難であるとか、それからそれを代弁する人がいなかったとしても、それを第三者に同意を求めるということは基本的には公的にもそういう権限ありませんし、倫理的にも問題だということで、医療チームの中でやっていくというガイドラインが出ています。もしも医療機関からそういうふうな要望があったら、厚労省からこういうガイドラインが出ているので、その中でやってくださいとお話いただければいいと思います。

委 員：ありがとうございます。職員の方にも伝えまして、そういったガイドラインに沿ったやり方で対処していきます。

会 長：様々なご意見ありがとうございます。基本的には、方向性についてはお認めいただいたのかなと思います。その上で様々なご提案もいただきました。それから区民後見人自体に負担が大きいかからないようにというお声をいただきましたが、そこは支援方針検討会議で弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職の方が丁寧な議論をしていますので、そういったことを踏まえて検討していただけたと思います。

それでは次の議題に移りたいと思います。

（２） 地域保健福祉計画全体の進捗管理（資料 3， 4 参考資料 2）

会 長：2 つ目は、地域保健福祉計画全体の進捗管理につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料 3， 4 参考資料 2 説明）

会 長：ありがとうございます。これまでの審議会での議論を踏まえて、このような進捗管理の方法を考えていただいたということになります。ご意見ご質問ありました

らお願いします。

委 員：区の事業の中から 31 の事業を選んだということですが、その選んだ基準はどういうものですか、というのが 1 つ目の質問です。2 つ目は、評価のつけ方ですが、A や B はいいかと思いますが、C や D は何か問題があるからそのような評価になるのかと思ひまして、その評価のつけ方をもう一度説明してもらえますか。

事務局：31 事業の選び方につきましては、先ほど示した参考資料 2 をまず中心に各事業の取組み等を検討させていただいて、保健福祉審議会の中で議論いただくにあたり、参加される委員の皆様に、豊島区でやっている福祉的な取組みとして知っていただきたい事業をピックアップして紹介しているという形になっています。ただその中で、民生委員の活動や社会福祉協議会の区民ミーティング、青少年育成委員会運営事業など、実施計画にない事業でも福祉施策として委員のみなさんに知っていただきたい事業を加えさせていただきました。続いて評価の指標についてですが、昨年度はパーセントでの数値を出していましたが、100%以上はあるのかなどのご意見をいただきましたので、今回はパーセントで評価するのではなく、事業全体を総合的に評価して、取組状況や課題等を含め検討し、主管課の方で評価を出すという方式に変更しております。

委 員：それでこの C 評価というのは、目標は達成していないけれど、概ね順調に進んでいる、ということでしょうか。ちょっとニュアンスがよく分からないですけれど C 評価には何か問題点があるよというイメージが強く残ったのですが、そういう観点なのでしょうか。

事務局：例えば、福祉総務課の資料 4 施策 9、20 ページの災害時要配慮者対策推進事業については C 評価とさせていただいております。災害時要援護者のことについての事業についての指標です。この事業につきましてはまず取組みとして個別避難計画を作るということを大きな課題としておりますが、計画自体についての数値についてはなかなか伸び悩んでいるのですが、現状としては各町会の方に向けて、この計画の推進に当たってワークショップの開催などの取組みをしており、数値として伸びていませんが、現状の取組みとしてはそれに向けて活動を進めているということでこの C 評価となっています。併せて、30 ページの福祉のまちづくりの推進、まちのバリアフリー化の推進ということでハンディキャブ事業について、D 評価がついていますが、こちらは長年行ってきた事業で必要性はあるのですが、運転手の高齢化により稼働率が減少するという事情がありました。これについては大きな課題と受け止めており、高齢化に対する対応もなかなか進んでいないということで、代替案を含めた検討をするというところで D 評価とさせていただいています。

委 員：そのような観点で見るということは分かりましたが、27 ページの取組については、7 年度の現状値が 0 件となっています。全然進んでいない、という風に見えてしま

審 議 経 過

うのですが、これはどう見たらよろしいのでしょうか。

事務局：こちらの個別避難計画の作成件数の現状値が0件となっていますが、今回の計画の策定にあたっては、介護事業者に委託を行って、その介護事業者の委託を通じて作成支援を行っていただくということを考えていました。現状としては、委託契約ができたという段階なので、まだ作成支援に至っていない状況です。ただ契約はできたということで今後個別避難計画の作成支援は進んでいくであろうという見通しでC評価とさせていただいています。

委 員：そうすると、この進捗管理シートは評価の見方が少し分かりづらいように思います。課題があって今後の対応方針も記載されていますが、同じようなことが書いてあったりしてちょっと分かりにくいです。一番知りたいのは、A評価になっている23ページのこことからだの健康づくりの推進の中のゲートキーパー養成についてです。現在、自殺や自傷、オーバードーズ、依存症なども含めて大きな問題となっているので重要なところだと思います。現在ゲートキーパー養成は行っていますが、今後の対応方針のところでは心のサポーター養成事業を増やすとなっていますが、この心のサポーター事業というのは初めて聞くものでしたので、既に豊島区で行っている事業なのか教えてください。

事務局：少し説明が足りませんでしたが、ゲートキーパー養成と同時に心のサポーターの養成事業を実施しています。少しだけ位置づけが違うので今後どのように両立させていくか、もしくは統合した方がいいのかを含めて検討していますが、現在は両方実施しています。

委 員：心の問題について勉強しよう、という感じではなく、普段の生活での気付きみたいな部分のところなのかと、例えば認知症サポーターのような感じなのでしょうか。これは区民に対して行っているのですか。

事務局：区民に対して行っています。

委 員：豊島区のホームページを検索したのですが全然出てこなかったのによく分からなかったの質問しました。この事業は、もっと力を入れてやっていく必要があると思いました。評価がAとなっている理由を教えてください。

事務局：ゲートキーパー養成講座をずっと続けていまして、順調に講座を受けられた方が増えているところです。実績としては、令和6年度は13回実施しまして375人受講、心のサポーター養成講座の方が16人受講となっています。ホームページについては検索できるよう改善します。

委 員：まず、この進捗管理評価というのは区民に公開されますか。

事務局：本日の保健福祉審議会の資料は、後日区のホームページにて公開いたします。

委 員：では今回から変わったこの評価方法で公開されていくということですね。そうすると、31事業を選んだ経緯や、評価指標のA～Dの評価基準について、もう少し詳しい説明を加えたほうがよいと思います。それから、100%を超える達成はあると思

審 議 経 過

います。計画の上限は決めなくてよいと思いますし、それを上回る達成に％で測る必要もないと思います。ただ、CやBの評価になったときに、どうしてそういう評価になったのかというところが読み取りにくいので、現状の課題や今後どうしていくのかといった点をもう少し分かりやすく記載してほしいです。最後に、ゲートキーパー養成については、私も心のサポーター養成の指導者資格をもっていますが、これは厚生労働省で認知症サポーターと同じように心のサポーターも国民にかなり大規模に養成しようとしていて、各都道府県や市町村で研修できるようにということで指導者養成から始まっているものです。先ほどゲートキーパー養成講習が順調に増えていますと話していましたが、私は養成して終わり、では順調ではないと思っていて、ゲートキーパーの講座を受けた方が実際にそういう気づきを活用できているのか、それによって自殺の状況が変わったか、という成果がないと、ただ資格が取りたくて研修受けますなどという方もいるので、ただ人数が増えればよいというわけではないと思います。これは行政側の評価なのですが、区民の満足度や実際の活用度という視点も入るといいと思いました。数値目標だけではなくて質的な変化や環境がどう変わったかなど、区内の基盤がよくなったかという視点の評価も本当はできるといいと思います。

会 長：ありがとうございました。数値目標は達成していないけれど、一定の成果は出ているという評価をする場合、評価が分かりにくいというご意見がありましたが、ここが今、事務局が苦勞をしているところです。昨年の保健福祉審議会で数値が古いのではないかと、数値だけでは見えないのではないかと指摘を私たちがしたことに基づいて事務局に考えていただいた方法なので、ここからどうしていくかということもまた一緒に考えていかなくてはなりません。

委 員：ゲートキーパーの養成について、これによって自殺やうつなどが減ったということが本来成果となるべきではないでしょうか。というのも、セーフコミュニティ委員会の中に、自殺うつ予防委員会というものがありますが、そこでは自殺を減らすためにどのような手を打ったかということが議題にあげられていましたので、成果報告をされた方はその辺りとの関係はどうなっているのでしょうか。

事務局：まず、先ほどゲートキーパーと心のサポーターのところでお答えできなかった部分もありましたので、ここでまずその説明をさせていただきます。ゲートキーパーについては、自殺の危険を示すサインに対応できる支援者を少しでも世の中に増やしていこうという取り組みのもので、心のサポーターというのは、メンタルヘルスやうつ病、不安など精神疾患の正しい知識や理解を持って、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同居人に対する傾聴を中心とした支援者を、そういう役割の方を養成しようというもので、座学や実習を行う内容となっています。豊島区のセーフコミュニティの中の中項目としてやってきた自殺予防については、指標として自殺者数を挙げております。ゲートキーパーの数を増やし、受講者数が増えたからそ

審 議 経 過

のまま自殺者数が減るという、そこまで単純な相場というのはなかなか難しいと思いますが、最終的には自殺者を 1 人でも減らすために、人数を少しでも増やして、ノウハウを聞いたことある人が世の中に少しでも増えることで気づいて声をかけてあげたり、サインに気づける人が増えるということを目指しています。最終的に自殺者数を減らすということが大きな目標ではあるけれど、成果指標として、ダイレクトに自殺者数を減らしました、というのはなかなか難しいところですが、大きな仕組みの中では考えていきたいと思っています。

委員：ゲートキーパーの話が出ましたが、今交通事故死と自殺は同じくらいの件数ですが、将来は交通事故死が減って自殺が増えるということが言われています。そんな中で、ゲートキーパーを増やす取組の積み重ねをしていくことで、どこかでそういう方と触れ合ったときに自殺を予防できる、それが大切だということは 50 年前の大学の授業でも言うておりました。そこで質問ですが、施策②のどんな悩みごとでも受け止める相談支援体制の構築について、まずひきこもりに関しては、北九州大学の調査ではひきこもりのうち 25%前後、その後徳島大学の調査ではひきこもりの 30%近くが発達障害の方であるというデータがあります。発達障害者への対応というのは、なかなか難しいとは思いますが、ぜひしっかりやっていただきたいというところです。もうひとつは、先日北九州市の知り合いから、民生委員のなり手がいないと相談を受けました。豊島区はまだ人口が多いから足りているかと思いますが、地方は高齢化がすすみ、民生委員のなり手がいません。そういった見通しは立てられているでしょうか。

委員：民生委員の欠員というのは、なかなか難しい問題でして、東京と地方でもまた全然環境が違うということもあると思います。地方は、人数は少なくてもやっている方は長く続けているようです。東京は、人数は多いけど慣れていない方が多い、という状況です。こういう構造を今後どう直していくか欠員をどうしていくかというところが課題ですけれども、これは地域全体で考えていかないと、民生委員だけの問題ではないと思います。そのために、東京では町会というものをもっと活性化させていかななくてはならないと思います。現在、町会に元気がない危機的状況と言われていて、高齢化が進み若い人も入ってこないという中で、私が思うには、町会が元気になれば、民生委員もなり手は出てくると思います。町会をどうやって活性化させていくかということが課題で、そこが東京と地方の違いであると思います。

委員：確かに言われた通り、町会連合会の役員会でも、新しく役員になられた方がなるべく町会の仕事を少なくしようとするのです。かつての町会は、記録によると、献血をやれば 800 人も集まったり、募金活動では、1 度の活動で 30 万円とか、その 1.5 倍くらい集めたこともありました。なぜ先輩方がそれだけのことをできたかというと、現在私の町会では 5200 名、2700 世帯ほどで、20 年前より 1,000 世帯ほど増えています。しかしほとんどがアパートなどに住む若い人たちで、会員は 1,000 世

帯と当時と変わりません。その町会を20区に分け、それぞれに代表者を置き、4～5人の班長を置きます。ですから100人の班長がいます。受け持ちは30世帯だったり、7世帯だったりします。その班長が2年に1回入れ替わるので、そのたびに半分から3分の1くらいの班長が入れ替わります。そして班長以上役員まで集まって何かやろうとすると、140人がスタッフになります。ご両親は10年、20年と町会活動をしてきたけれど、そのお嫁さんがやらないですとか、募金活動では班長さんが声をかけて届けていますが、これがいつまで続くのかというのが問題です。町の仕事を少なくしようというのは各町会の町会長さんの考えですが、私は逆になればいいと思います。向こう三軒両隣、人間関係がしっかりできていれば全てのことが解決するといつも思っています。それができないのが現状です。毎日の生活の元となるのが町会です。委員の先生方もぜひ地元の町会へ入って、現状を見ていただきたいです。残念なところもあると思いますが、いいところはぜひこの審議会でご意見出していただきたいです。

委 員：一つだけ追加させてください。東京というのはマンションが多いということで、崩壊とは言わないですけども、マンションが多くなることによって、地域というものが大分やりづらくなってきているのは確かです。ですからこれからマンションの人とどうやって取り組んでいくかっていうことを私たちも考えていかないとはいけませんし、民生委員もそういうところで動いていかなくてはと思っています。

会 長：ありがとうございました。それでは時間の関係で最後、副会長より一言お願いします。

副会長：本日は皆様非常に建設的なご意見をいただきましてありがとうございます。特に前半の議論が活発になりまして、権利擁護、成年後見そして終活事業等、高齢期の意思決定支援や財産管理など終末のケアまで、これはもう他人事ではなくて、本当に自分自身の問題、あるいは親や兄弟の問題として、身近な個人の問題として、大きな課題になっていると思います。同時に、皆様の意見を聞きますと、近隣の方あるいは家族、あるいは親戚の方々の問題を共有していく中で、このことをより深く考えるようになったというご意見もありまして、まさに人々の共通課題として大きなポイントになってくるかと思います。このことについて、事が起こってからではなくて予防的な関わり、さらに元気なときから、これを考えていかないと根本的な解決にはつながらないという意見は、大変貴重なところだと思います。65歳や75歳の節目で区から一斉に情報提供しながら、全ての人に考えていくということも大変貴重な示唆だと思います。そういう中で高齢の方の問題、そして障害の方の親亡き後の子供の問題なども、やはり早期に関わることで深刻な問題発生が予防できるということで大事な提案だと思います。そういった1人1人の問題が皆さんの問題として共有されていく中で、やはり隣近所の人やまずは家族の中で、そして

友人たちの中で、そして近隣の中で共有していく場というのがまさに求められている、というのが、最後の議論の方でも明確化されたのではないかと思います。そういった中で、隣近所の地縁と、そして友人や共通の趣味を持ったりあるいは興味関心を持つ人たちの地縁の繋がりというのはこの地域保健福祉計画そして審議会でも、もう15年、20年位、ずっと検討を続けている課題の一つです。ぜひこういった問題が、まさに地域の中で、共有されることで予防できるということが、今日の議論の端々にもありましたので、そんな形でまた皆様と知恵を合わせながら、より良い豊島区の保健福祉に繋げていきたいと思います。

会長 : ありがとうございます。本当に最後、地域に話が来たのが印象的でした。最後に、この進捗管理の方法については様々なご意見をいただきました。ただわかりやすく、できるだけ新しい情報で検討したいという事務局の方向性、これはお認めいただいてもよろしいでしょうか。またご意見いただいて工夫しないといけないところはまた引き続き検討していくということで、次回議論させていただきたいと思います。それでは今日予定しました議題は全て終了ということになります。ありがとうございました。

では、事務局から事務連絡がございましたらお願いいたします。

事務局: 本日は、本当にいろいろ貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございました。

(事務連絡)

会 長: ありがとうございます。

それでは、皆さん、よろしいでしょうか。

以上で本日の保健福祉審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

提出された 資料等	〔事前送付資料〕 ・ 次第 ・ 豊島区保健福祉審議会 委員名簿 ・ 【資料 1】 令和 6 年度以降 豊島区保健福祉審議会スケジュール（案） ・ 【資料 2】 成年後見制度の見直しに向けた検討 および総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討 ・ 【参考資料 1】 現在の国の検討状況について ・ 【リーフレット】 福祉サービス権利擁護支援室サポートとしま ・ 【リーフレット】 豊島区終活あんしんセンター ・ 【リーフレット】 備えてあんしん支援事業はれやか ・ 【資料 3】 地域保健福祉計画全体の進捗管理 ・ 【資料 4】 地域保健福祉計画における進捗管理シート ・ 【参考資料 2】 第 6 期地域保健福祉計画と豊島区基本計画施策・実施計画 の関係について ・ 【資料 5】 第 3 回保健福祉審議会（R7.7.9）における委員からの意見一覧 ・ 【資料 6】 第 3 回保健福祉審議会議事録 ・ 第 4 回保健福祉審議会における意見・質問票
--------------	--